教育福祉常任委員会会議記録(概要)

平成26年5月19日(月)

開 会 午後1時35分

事】 【議

特定事件 子ども支援について

・子ども・子育て支援新制度について

【概要説明】

西沢委員長

でははじめに、概要説明をお願いしたい。

部長

仲こども未来 子ども・子育て制度の導入についてですが、平成24年8月に子ど も・子育て支援関連3法が成立し、本市においても一人ひとりの子ども が健やかに成長できる社会を目指し、平成27年4月のスタートに向け 準備を進めているところです。新制度では、これまでの幼児期の学校教 育と保育について、総合的に提供することとしていますが、内容といた しましては、幼稚園、保育園、家庭保育室、認可外保育事業などの給付 や仕組みが大きく変わる部分と、これまでとほぼ同様の制度で運用され るものがございます。また、保育園などの施設及び事業の量的な拡充に 加えて、保育が必要な子どもだけでなく、すべての子育て家庭を対象と して地域の実情に応じた子ども・子育て支援の質や量の拡充を行うも のとなります。こうしたことから、現在子ども・子育て会議において意 見を伺いながら、所管において事業計画の策定を進めているところです。本日は、国より示されております制度の概要について、資料に沿って、順次、担当よりご説明します。

町田保育課長

保育関係を中心に、「子ども・子育て支援新制度」について説明します。子ども・子育て支援新制度とは、子育て関連3法(子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、関係法律の整備法)に基づき実施される、子ども・子育て支援に関する新しい制度のことで、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、地域の子ども・子育て支援の一層の充実、待機児童の解消などを目指すということで、平成27年4月からのスタートを予定しているところです。背景には、子ども・子育てをめぐる現状として、人口減少・少子化、社会環境の変化による未婚化・晩婚化等、家族形態の変化、地域の孤立化、子育ての負担感が増すことによる育児ノイローゼや児童虐待等の社会問題、全国的に待機児童問題が解決していない等、子どもを産み、育てる環境整備が整いきれていないという状況が挙げられます。

まず、子ども・子育て支援新制度の3つの柱についてお伝えします。

(1)質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、(2)保育の 量的拡大・確保(教育・保育の質的改善)、(3)地域の子ども・子育 て支援の充実です。具体的な新制度の取り組みは、市町村が中心となっ て進めます。市町村は、地域のニーズに合った子育て支援を計画的に整 備し実施していきます。計画的に取り組みを進めるためには、市町村は 新制度の開始から5年間を計画期間とする「市町村子ども・子育て支援 事業計画」を策定することとなっています。国や都道府県は、事業計画 を進める市町村に対し、制度面・財政面からバックアップをする仕組み です。

次に、子ども・子育て支援新制度の主なポイントを説明します(資料 ①1頁)。ポイント①幼児期の学校教育・保育に関する給付制度(「施設型給付」と「地域型保育給付」)の創設です。これまで幼稚園と保育園などに個別に行われてきた公的な財政支援について、認定こども園・幼稚園・保育園(教育・保育施設)に共通の「施設型給付」が創設され一本化されます。また、地域型保育事業(小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育)が創設されたことに伴い、「地域型保育給付」として公的な財政支援の対象となります。この給付に関連し、既存の施設は、新制度では教育・保育施設または地域型保育事業のいずれかに移行することになります。

次のポイントの説明に入る前に、新制度のそれぞれの施設・事業について説明します(資料①3頁下段)。まず、教育・保育施設として、3歳から5歳児対象の「幼稚園」があります。保育時間は大体朝8時30分から午後2時前後、時間を延長して預かり保育を行うこともあり、朝7時30分頃から夕方は午後6時頃までです。また、主に0歳から5歳児対象の「認定こども園」と「保育所」も、教育・保育施設になります。

「認定こども園」は、保護者の仕事の状況に関わらず子どもを受け入れ、 教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設であ り、地域の子育て支援も同時に行います。「保育所」とは定員20人以 上で、保護者が仕事などのために日中家庭で保育できない子を預かる施 設で、通常保育が1日8時間程度、延長保育は11時間程度です。次に、 地域型保育事業ですが、主に0歳から2歳児が対象になります。保護者 が仕事などのために日中家庭で保育できない子を預かるもので、定員6 人から19人の「小規模保育」、定員5人以下の「家庭的保育」、主に 病院や企業が従業員の子を預かるために運営している「事業所内保育」 があり、この「事業所内保育」が新制度の給付対象となるためには、従 業員の子ども以外に地域の子を受け入れる必要があります。また、いわ ゆるベビーシッターで、特別なケアが必要な子の保育や夜間勤務等に対 応している「居宅訪問型保育」があります。これらのうち、「小規模保 育」には A、B、C の 3 タイプがあり、イメージとしては、A 型は保育 所分園に近いもの、B 型は保育所分園と家庭的保育の中間的なもの、C 型は家庭的保育に近いものとなります。

では、主なポイントの説明に戻ります(資料①1頁)。ポイント②認定こども園(幼保連携型)制度の改善です。従来は、児童福祉法による認可(保育所)、学校教育法による認可(幼稚園)、認定こども園法による認定が必要で、財政支援においても保育所部分は保育所運営費(市)、幼稚園部分は私学助成(県)を別々に受ける手続きを経なけれ

ばならず、事務的にも煩雑でなかなか認定こども園が増えていかなかったという状況がありました。新制度においては、この複雑な制度を簡素化するために、認定子ども園法による認可・指導監督へ一本化されます。客観的認可基準の適合など透明性の高い認可の仕組みとし、認定こども園の設置・普及促進を図るものです。また、財政措置についても、「施設型給付」へ一本化となり、市が給付を行います。

最後に、ポイント③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実です。保育が必要な子どもがいる家庭だけではなく、在宅で保育する家庭に対しても支援することも重要であるとの認識から、消費税率引き上げによる財源を活用し、子ども・子育て支援の量や質の向上を図ります。 具体的な事業は13事業あり(資料①2頁上段の「新制度における給付・事業の全体像」の地域子ども・子育て支援事業)、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業などが該当しています。なお、学童クラブなど放課後児童健全育成事業についても、新制度へ移行することに伴い変わってくる部分がありますので、後ほど青少年課より別途説明します。

では次に、新制度での幼稚園や保育所などの教育・保育サービスの利用イメージについて説明します(資料①2頁下段)。新しい制度では、保育の必要性の認定手続きとして、「支給認定」が行われます。保護者は、まず、給付の申請を市に対して行います。それに基づいて市が認定を行います。次に認定を受けた保護者が、認可され運営の基準を満たしてい

る施設や事業者と契約をし、利用します。最後に保護者は市から給付を 受け取ります。この給付は保護者に対する個人給付ですが、確実に教 育・保育に要する費用に充てるために、施設・事業者が保護者に代わり 給付を受け取る「法定代理受領制度」という仕組みで行います。

さらに詳しく、教育・保育給付と認定の関係について説明します(資 料①5頁)。小学校就学前の子どもの保護者が受ける支給認定は、まず、 保育を必要とするか否かで次の3区分に分けます。満3歳以上で保育不 要の1号認定、同じく満3歳以上で保育必要の2号認定、満3歳未満で 保育必要の3号認定です。さらに保育必要の2号認定と3号認定につい ては、次のとおり必要量による2区分に分けます。保育時間が8時間の 保育短時間、保育時間11時間の保育標準時間の2区分です。つまり、 保護者は、幼稚園や保育園等を利用する場合、これら5区分のいずれか の認定を受け、市町村から認定証の交付を受けることになります。そし て保護者は、保育の必要性の有無や必要量に応じて、認定こども園・幼 稚園・保育園・小規模保育などの中から、ニーズに合った施設や事業を 選択し、利用の申し込みをすることになります。保育を必要としない1 号認定では幼稚園や認定こども園に申し込むことになり、保育を必要と する場合の2号・3号認定では、市町村に申し込むことになります。ち なみにこの申し込みですが、支給認定の申請と同時に行うことを想定し て事務を進めてよいことになっています。保護者から利用申込みを受け た市町村は、これまでの認可保育園の入園調整と同様に、利用調整をし、

必要に応じて、あっせんや施設に対する利用要請などを行います。

利用者負担については、従来までは、私立幼稚園は各施設で利用料を 定め、保育園等では保護者の所得等に応じた保育料を負担する等、施設 や事業者によって運用が異なっていました。新制度では、教育・保育施 設や地域型保育事業のいずれを選択しても、支給認定区分別に、保護者 の所得に応じた支払い(応能負担)を基本とする共通の仕組みに変わり ます。イメージとしては、現在の保育料と同様の仕組みです。実際の負 担額については、国が今後定める基準を上限として市町村が条例で設定 します。

次に、ポイント①にて先に説明いたしました給付制度、「施設型給付」と「地域型給付」の基本的な構造について説明します(資料①4頁下段)。「国が定める公定価格(教育・保育に通常要する費用の額)」から「市町村が定める利用者負担額(国が定める基準を踏まえて市町村が設定)」を引いた額が「給付費(公費で負担)」となります。給付費は、先ほど利用のイメージのご説明でも申し上げましたが、施設・事業者への法定代理受領となります。ただし、私立保育所の場合はこれまでと変わらず市からの委託で実施することから、利用者負担額は市が徴収し、公定価格に相当する額を委託費として施設へ支払うことになります。

では、この給付対象となるために必要な「認可」と「確認」について、 市町村が行うことを説明します(資料①4頁上段)。新制度においては、 市町村はまず、「認可」と「確認」の作業を行うことになります。新制 度における給付対象となるためには次の2点を満たす必要があります。 ひとつは、学校教育法、児童福祉法、市町村の条例に基づく認可基準等 を満たすこと。何を「認可」するかというと、人員配置や面積など施設・ 事業に必要な基準を満たしている施設・事業に対し認可することにな ります。もうひとつは、子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基 準(運営基準)を満たすこと。こちらは「確認」です。「施設認可・事 業認可」を前提に、会計処理や情報公開などの基準を満たし、合わせて 施設・事業者が給付対象施設・事業者として適格かどうかを市町村が 確認をすることになっています。これらの運営基準については、国が定 める基準(内閣府令)を踏まえて、市町村が条例として制定する必要が あり準備を進めているところです。

では、施設・事業が「認可」や「確認」を受け、「特定教育・保育施設設置者」・「特定地域型保育事業者」になり、給付対象になった場合、何が変わり、今後どうなるのかをご説明します(資料①4頁中段)。まず、給付の対象となると、次の責務が発生することになります。申請が来たときには拒んではならないという応諾義務、入所に対する公正な選考、適切な教育・保育の提供です。また、業務管理体制の整備や、教育・保育に関する情報の報告、さらに公表の義務もあります。また、何か事情が生じて撤退しなくてはならない場合のルールとして、事前の届出、3カ月以上の予告期間の設定、利用者の継続利用のための調整等の責務も発生します。さらに、確認権者である市町村による指導監督を受けな

くてはなりません。立入検査、基準遵守の勧告、措置命令、場合によっ ては確認取り消しに至る強制執行も想定しているものです。

今後の保育所等の施設整備についてですが、現在策定中の「所沢市子ども・子育て支援事業計画」の中で示されている事業の確保策の中で決まる予定です。具体的には、地区別に保育園等がどの程度不足しているかを推計し、いつまでに確保するかを定め、整備を進めていく予定です。なお、内容については、子ども・子育て会議に意見を聞いているところです。本事業計画は年内に策定できる見込みですが、事前にパブリックコメントも予定しています。いずれにしても「所沢市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、計画的に整備されるものです。

最後に、今までの制度と新制度を比較してまとめとします(資料①6頁)。まず、施設や事業の運営に係る財政支援については、今までは施設・事業によって異なっていたものが、新制度では、施設型給付、地域型保育給付という新設された給付制度に一本化されます。次に、施設や事業の「認可」については、幼保連携型認定こども園の今までの複雑な認可・認定が、認定こども園法による認可へと簡略化されます。また、地域型保育事業の創設により、小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育の認可は市町村認可事業として一本化されます。続きまして、これまではなかった施設や事業の「確認」です。「施設認可・事業認可」を前提に、施設・事業者が給付対象として適格か、市町村が「確認」をすることになります。次に保育の認定ですが、今までは施設・

事業によって異なっていましたが、新制度では、入所手続きからは独立した保育認定の手続き(保育の可否を含む5区分の認定とその交付)が創設されることになります。施設や事業の利用方法については、これまで施設・事業に応じた手続きで様々でしたが、新制度では、1号認定・2号認定・3号認定として手続きを踏むよう整備されます。最後に、利用者負担についてですが、今までは施設・事業によって異なっていたものが、新制度では、応能負担を基本とした共通の仕組みになり、その額は、現在、国が水準を定めている最中ということになります。以上です。

西沢委員長

引き続き青少年課からの概要説明をお願いしたい。

井上青少年課長

青少年課所管の「放課後児童クラブ」に関する主な改正内容について 説明します(資料①7頁)。放課後児童クラブの対象児童ですが、現行 ではおおむね10歳未満の留守家庭の小学生となっていますが、新制度 では、留守家庭の小学生となっています。つまり、対象が小学校1年生 から3年生までだったものが小学校1年生から6年生までに変わるも のですが、すでに本市においては対象を小学校6年生までとしていると ころです。当市における児童館生活クラブと放課後児童クラブの平成2 6年4月1日時点の入室児童数につきましては、2,402人となって おり、そのうち4年生から6年生の人数は517人となっております。

次に、設備・運営の基準についてですが、現行では定めがありません

でしたが、新制度では国が省令を定め、市町村で条例を制定することに なります。当市のスケジュールとしては、平成26年4月30日付けで 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が示されまし たことから、5月2日から15日までパブリックコメントを実施しまし た。この結果を踏まえて条例案の作成を行い、今年度中に議会へ提出し たいと考えています。国が示す基準としては、従うべき基準として児童 クラブに従事するものの資格や員数があり、参酌すべき基準として集団 の規模、施設、設備、開所日数、開所時間、その他の基準などがありま す。なお、従うべき基準とは、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適 合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情 に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定める条 例は許されないものです。このため、市はこれに従わなければなりませ ん。一方、参酌すべき基準は、地方自治体が国の示す基準を十分に参考 にして長所を取り入れた結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容 を定めることが許容される基準となっています。このため、市の裁量が 認められる基準という扱いになります。

次に、市町村の関与ですが、児童福祉法の改正により、平成27年4月から、放課後児童クラブの届出先が、都道府県知事から市町村長に変更になります。また、児童クラブの指導、監督も都道府県知事から市町村長に変更になり、報告、徴収、検査等や事業の制限、停止命令が可能となります。

次に市町村の情報収集ですが、子育て支援事業に関して、これまでの必要な情報の提供だけではなく、情報の収集も行うことができるようになります。このため、放課後児童クラブの入室状況や待機児童の把握などを、市が一元的に管理し、必要に応じて利用についてのあっせん、調整等を行っていく必要が生じます。また、児童が放課後過ごす場としては、放課後児童クラブのほか、児童館、放課後子ども教室、所沢市でいえば「ほうかごところ」があるため、それぞれに事業の充実や連携の必要があると考えています。

次に、事業の実施の促進ですが、現行では特に定めはありませんでしたが、児童福祉法の改正により、市町村の公有財産の貸付等による事業の推進が盛り込まれました。当市でも平成25年3月に所沢市公共施設マネジメントの方針が策定されまして、児童クラブについては、学校施設の活用も含めて対応するとの方針が出ていることから、今後、大規模化の解消のための施設整備や、施設の老朽化に対する施設整備に関して既存公共施設の活用を積極的に検討していきます。

次に計画等についてですが、市の方針としては、子ども・子育て支援 法により、放課後児童健全育成事業が、地域子ども・子育て支援事業の ひとつに位置づけられ、子ども・子育て支援事業計画の中で、事業計画 を策定することとなります。地域子ども・子育て支援事業については、 住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村 の事業計画に掲げられた各年度の取り組みに応じて、住民にとって必要 な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとしなけれ ばならないと考えています。

最後に、費用負担割合ですが、国が想定している放課後児童健全育成事業の実施に伴う費用負担の割合につきましては、これまでどおり総事業費の2分の1を保護者、残りを国・県・市で3分の1ずつ負担する考えとしておりまして、変更はありません。ただし、今回新たに放課後児童クラブの質の改善等に努めることとなり、その費用の負担については国が税制抜本改革を行う中で、財源確保を行う前提となっています。しかしながら、児童クラブの質の改善等については、現時点ではまだ明らかにされていません。

放課後児童クラブの主な改正点の説明は、以上になります。

【質疑】

末吉委員

先般、説明会が幼稚園にあったと報道で見たのだが、すべての幼稚園が参加したのか。

岸こども支援

課主幹

私立幼稚園21園のうち19園が出席しています。参加していない幼稚園が2園あるということになります。

城下委員

新制度については国で未確定な部分も結構あるようだが、市は、幼稚 園等、私立保育園も含め、に対して、説明会をどういう形で実施をして いるのか。情報提供のあり方について教えていただきたい。

町田保育課長

私立の保育園に対する事業者説明会を4月中旬に実施し、毎年変更に なる補助金変更の説明に加え、新制度の説明についても、資料を用いな がら行いました。

城下委員

面積要件や人的配置等について、パブリックコメントも行っているようだが、新制度ではどのようになるのか。所沢市では独自で上乗せをしているが、現行の制度がどう変わっていくのか。

町田保育課長

国の基準が示されている部分と、市独自で条例制定を進めなくてはいけない部分がありますが、先日のパブリックコメントでもお示ししましたとおり、基本的な考えとしては、国より示された基準におおむね従っていく予定ですが、質の確保の点から現状を維持することができるように、国の基準に上乗せして進めていければと考えています。

仲こども未来

現状より後退することはありません。

部長

矢作委員

計画作りの関係で子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施していたが、外国籍のお子さんに対する調査も行ったのか。

浅見こども支 援課長

ニーズ調査はアトランダムに抽出した市民を対象に回答のご協力を いただいたものですが、回答の中には外国籍の方はいらっしゃいません でした。アンケートを発送した方の中に外国籍の方がいらしたかは不明 です。

矢作委員

子ども・子育て支援新制度では「全ての子育て家庭を対象に」という ことなので、事業を利用する人以外の人たちも対象になってくると思う が、何か検討していることはあるのか。

援課長

浅見こども支 ニーズ調査では、アトランダムに抽出した合計4,000世帯にアン ケートを発送しましたが、その中には、現在幼稚園や保育園にお子さん が通っている方、園には所属していない方等いろいろな方がおり、いろ いろな声を伺うことができたので、アンケートの結果を分析して、子ど も・子育て会議で需要に対する供給の確保を図っていければと考えて います。

矢作委員

参考までに、保育園・幼稚園の利用者数、そのうち3歳未満の在籍数、 3歳未満の子どもで保育園・幼稚園を利用していない数など、わかった ら教えていただきたい。すぐにわからなければ回答はあとで構わない。

浅見こども支

確認して、後ほど回答します。

援課長

城下委員

地域子ども・子育て支援事業の13事業の中には障害児に関わる事業が入っていないが、ニーズ調査結果報告書の記述欄には8件の要望が出ている。新システムの中で障害児保育はどう変わっていくのか。

町田保育課長

ニーズ調査においては障害児に関する項目等は入っていませんでしたが、障害児保育についてはこれまでと変わらない方向で進めていきたいと考えています。

城下委員

財源問題について、4月に国の検討会議の中で公定価格の会議が行われたかと思うが、情報は来ているのか。

町田保育課長

国から正式な報告は来ていません。

亀山委員

確認であるが、幼稚園を受けるときは、今までは直接だったが、新制 度では市への申請になるということでよいか。

守谷保育課主

幹

幼稚園については、基本的にはこれまでと変わらず、施設に申し込み をする予定で事務を進めております。施設から市に認定の申請書が上が ってくる仕組みで、後日改めて市から利用者に対して認定書の交付を行 う見込みです。

城下委員

新制度においては、保育の必要性の認定にあたり、短時間や標準時間 といった区分が予定されているが、市では、区分ごとの利用者数等の試 算は現在行っているのか。

町田保育課長

現在データの整理中です。

末吉委員

今説明されていることは、市民や保護者の方にはなかなかわからない 面があるかと思う。市民の方の中には、これからは自分で保育の認定申 請等を行う必要があり、不安をもっている市民の方も多いかと思う。そ の点については、市民の方に今後どう説明し対応していくのか。

【概要説明】

西沢委員長

ただいまの質疑に関連するので、ここで、今後のタイムスケジュール についてご説明いただきたい。

浅見こども支 援課長 所沢市子ども・子育て会議開催状況と今後のスケジュールについて ご説明します。

子ども・子育て会議については、有識者、子育て関連の各種団体の代表の方、市民公募による委員の方等、合計20人で組織しています。

第1回の会議は平成25年9月25日に開催しました。市長より委嘱

状の交付を行うとともに、子ども・子育て会議の役割、子ども・子育て 支援法や子ども・子育て支援事業計画等の概要について説明しました。

第2回は平成25年10月30日に行い、ニーズ調査の実施方針について説明するとともに、ニーズ調査票案についてご意見をいただきました。

平成25年11月下旬から12月中旬にかけてニーズ調査を実施し、 平成26年2月14日の第3回の会議において、調査結果の概要を報告 するとともに、調査結果を踏まえた計画に対するご意見をいただきました。

平成26年4月24日には、平成26年度の第1回の会議を行い、そこでは、(仮称)子ども・子育て支援事業計画の全体構成案及び基本理念や基本目標等の骨子についてご意見をいただきました。

第2回については、平成26年7月4日に予定しており、(仮称)子 ども・子育て支援事業計画の素案についてお示しし、ご意見をいただく 予定です。

第3回は8月に予定しており、第2回のご意見を踏まえて手直しした 素案を再度お示しし、ご意見をいただく予定です。

最終的に第4回の会議を11月に開催し、事業計画を策定していければよいと考えています。

次に、新制度全般に係わる動きについてご説明します。

新制度は消費税の引き上げが前提になっており、今年の4月から消費

税率が8%に引き上げられましたが、平成27年度からの新制度への移行が円滑になるよう、小規模保育、事業所内保育等に係る施設型給付や地域型保育給付に関する事業、並びに地域子ども・子育て支援事業、いわゆる 13事業等を先行的に支援するために、保育緊急確保事業というものが始まっています。

平成27年10月からは消費税が10%に引き上げられる予定ですが、これに伴う財源7,000億円をもとに、新制度による支援が平成27年度から開始される予定です。

次に、事業計画について、これまで、ニーズ調査等により量の見込みの検討や提供体制の確保の方策を検討してきましたが、今年の7月に素案を完成させ、計画案を8月に整え、9月、10月を目途にパブリックコメントを実施し、11月頃の計画策定を予定しています。

ニーズ調査に関しては、平成25年の11月下旬から12月中旬に行い、就学前の児童2,500人、小学生1,500人、合計4,000人に対して調査を実施し、約57%の回収率でした。集計結果は平成26年3月にまとまり、冊子を作成し議員の方への配付も行いました。また、ホームページにおいても現在公開しております。

この調査結果にもとづき、量の見込み並びに提供体制の確保の方策を示していくのが今回の子ども・子育て支援事業計画であると考えています。この計画ですが、平成27年度から31年度までの5カ年計画となっており、5カ年の施設等の整備計画に位置付けられるとともに、現

在の次世代育成支援後期行動計画を引き継ぐものとしての位置付けにあると考えています。

新制度への移行に伴い、各種基準に関する条例制定が必要となります。地域型保育事業に関する認可基準、事業者に対する確認に関する運営基準、1号認定、2号認定、3号認定といった保護者に対する保育の必要性に関する認定基準、放課後児童健全育成事業に関する運営基準、これらの基準に係る議案については、今年の9月議会に提案する予定で進めています。これに先立ち、平成26年5月2日から15日までパブリックコメントを実施しました。

これら4つの基準条例のほかに、保育料に関する条例も整備する必要があります。これについては、今年の12月議会に提案する予定で進めています。今後、事業者や市民の方へのこれらの条例内容の周知については、ホームページ等を利用しながら適切に行っていきたいと考えています。

次に、公定価格・利用者負担についてご説明いたします。公費負担額と利用者負担額を合わせた公定価格の骨格・仮単価が今月中にも国から示される予定です。これにもとづき、保育料や給付費の取り扱いについて本格的に検討を行っていくことになります。

ただし、これはあくまでも仮単価であり、国の予算編成の動向により 単価が変動するおそれもあります。これによって保育料等へも影響して くることが想定され、保育料に係る条例をすぐに整備することが大変難 しい状況です。今年度後半において、ある程度公定価格が定まってきた 時期に保育料を設定する必要があることから、12月議会において提案 することになると想定しています。

新制度に関する事業者向けの説明会ですが、今年の3月8日に家庭保育室等を対象として説明会を行いました。また、4月16日に認可保育園に説明を行っています。4月30日には私立幼稚園に対して説明しました。

施設への意向調査については、今月、公定価格の骨格・仮単価が示されるのと同時に、国から県、市町村を通じて事業者に対して意向調査が実施されます。この意向調査は、主に新制度への移行の選択の余地がある幼稚園に対して行う予定となっています。事業者はこの仮単価等を確認の上、新制度へ移行するかどうかを今後判断していくことになります。

広報に関してですが、市の広報紙には2回掲載する予定であり、1回目は7月号に新制度に関する概要を掲載し、2回目は9月号に入園等の申し込みについて掲載し、周知を図っていきたいと考えています。

入園の申し込みについては、この周知後、今年の秋頃に行っていく予 定ですが、この申し込みの際には、保育料の具体的な金額がまだ各家庭 にお示しできない状況であるため、今後、国が示す公定価格に応じて保 育料が決定される旨を十分に周知する必要があると考えています。

また、場合によっては、今までの保育料から大幅な増減はないものと

見込まれるといったことを周知し、保護者の方の不安を取り除く必要も 出てくると感じています。

いずれにしても、今後の仮単価等を確認の上、検討していきたいと考 えています。

市の事務としては、保護者に対する認定事務、事業者に対する認可、 確認事務が新たに発生しますので、これらの事務については、条例を整 備した上で、準備を整えていきたいと考えています。

【質 疑】

末吉委員

この新制度への移行に伴い、保護者の方の負担は増加するのか、それと もスムーズに利用できるのか。また、新制度への移行に伴い必要となる手 続き等について、しっかりと周知できるのか。

浅見こども支 援課長 保護者の方の負担が、この新制度によって特別に増加するとは考えていません。ただ、市民の方にとっては、わかりにくい部分もあるかと思いますので、しっかりと制度の概要はもとより、利用者の方に行っていただく手続き等について、周知してまいりたいと考えています。

城下委員

保育料の算定基準に関し、現行では、保育料は所得税額から算出しているが、新制度においては、保育料の算出基準は変わらないのか。

町田保育課長

保育料については、国からの公定価格の詳細が確定していない状況で

あり詳細は未定ですが、当市としては、現在の水準を維持していきたいと考えています。新制度における保育料の算定にあたっては、市町村民 税額にもとづき算定される予定です。

城下委員

市民税額にもとづく算定に変わる理由は何か。

町田保育課長

これまでも、所得税額をもとに算出するということについては、保育料のみならず、障害者の方のサービスの利用の算定等においてもいろいろと議論がありました。市町村からすると、市町村民税を利用して事務処理が行えれば大幅に事務量が軽減されるため、国における議論の中でも、多々議論があり、その結果、今のところは市町村民税で対応することで話が進んでいると聞いています。

城下委員

そうすると、所得税で算定していた現在の保育料が市民税での算定に なると、現行の水準を維持したいとのことであったが、保育料が上がる 人も出てくるという理解でよいか。

町田保育課長

その点については、まだ不確定要素が多くありますので、この場では 回答は控えさせていただきたいと思います。

城下委員

施設としては、どれだけの運営のお金を確保できるのかといったこと についても頭を悩ませているかと思うが、この制度によって運営ができ なくなるような施設が出てくる可能性はあるのか。所沢市においては、 私立保育園への支援等でも公私間格差の解消等へ取り組み、頑張っているわけであるが、この新制度への移行に伴い、そういったことがどのようになっていくのか。

守谷保育課主

幹

現在は個々の単価が国から示されていませんが、施設の運営に必要な 経費が公定価格に全て積算されるという国の説明になっています。

矢作委員

新制度においては、小規模保育や家庭的保育、居宅訪問型保育の利用 者負担については、今までとあまり変わらないとのことであったが、そ のような捉え方でよいのか。

守谷保育課主

幹

各施設の職員配置等の実際の経費を積算し、公定価格を確定しますので、いずれにしても公定価格の中で、施設の運営ができるものと考えています。

矢作委員

居宅訪問型保育はファミリー・サポートのことであるという理解で よいか。

守谷保育課主

いわゆるベビーシッターが居宅訪問型保育のイメージです。

幹

城下委員

放課後児童健全育成事業に関し、放課後児童クラブについても新制度における13事業の一つに入っている。所沢市では3つの放課後児童対策事業を行っているわけだが、これら事業に関しても新制度への移行に際し、同じように条例等の整備を一体的に行っていくという理解でよいか。

井上青少年課

個別に対応していくことを考えています。

長

矢作委員

放課後児童クラブの新制度施行後の費用負担割合について、国の資料では「質の改善にかかる費用については、税制抜本改革による財源確保を前提(公費)」との記載があるが、このことについて具体的に伺いたい。

井上青少年課

詳細については、現在、国から示されていないため、はっきりとはしませんが、従うべき基準として、員数が示されていることから、指導員の充実を図ることを考えていると思われます。

矢作委員

튽

放課後児童クラブについて、新制度では1クラス定員は40人以下を 目安にする旨の基準が示された。現在、定員が40人を超えているとこ ろもあるかと思うが、こういった基準を超える定員がいる場合、何か特 別な策を講じる必要があるかと思う。こういったことを考えたとき、公 共施設の活用が考えられることかと思うが、どうか。

井上青少年課長

新たな施設を建設するということでは費用がかかりますので、学校等の利用も考えながら、今後の運営については検討していきたいと考えています。

中村委員

保育サービスを受けている人と幼稚園に通っている方、それ以外の方、それから学童へ行かれる方がいるわけだが、それぞれの方は具体的にどのようによくなるのか。事業者や行政側の効率性等は理解できるが、そういった4者の方々がどうよくなるのか端的に説明してほしい。

町田保育課長

保育園について、特に認可保育園では、申し込みや在園するにあたっての手続きに関しては大きな変動はないのですが、ここで、制度的に長時間、短時間という大きく二つの利用時間の区分が設けられたため、短時間に利用区分された方に関しては、長時間区分の利用に比べて保育料が若干下がり、実際の利用に見合った額に変わるという利点があります。

幼稚園について、入園にあたっては園に直接申し込み、幼稚園において利用者を選考してもらうということは今まで通りですが、利用料金について、今までは幼稚園では施設ごとに利用料金を設定してそれを支払

うことになっており、所得に応じた軽減等はなかったのですが、この制度に参入する幼稚園については、保育園と同じような世帯の所得に応じた料金の軽減がありますので、保育園と同じような考え方で、どの幼稚園を選んでも同じ料金で使えるということになります。それ以外の施設利用以外の方については、13事業の中の子ども支援や利用者支援等のさまざまなサービスが提供されます。

浅見こども支

先ほどの矢作議員の質疑にお答えします。

援課長

ニーズ調査に回答していただいた方の中では、3歳未満のお子さんの認可保育所の利用率は約16%であり、3歳以上では幼稚園の利用率は約47%の利用となり、認可保育所の利用率は約31%となっています。

【質疑終結】

西沢委員長

特定事件「子ども支援について」のうち、「子ども・子育て支援新制度について」は、審査を終結することでよろしいか。(委員了承)

散 会 午後3時3分